

平成20年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成20年6月12日 午前10:00

○散 会 午後 2:39

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	伊藤賢志
会 計 管 理 者	門間鋼悦	産 業 建 設 部 長	宮田隆悦
水 道 局 長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市 民 生 活 部 長	鈴木鋼生	福 祉 保 健 部 長	鈴木公悦
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長	櫻庭新悦	総 務 課 長	児玉俊幸
市 長 公 室 長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	伊藤正	産 業 課 長	根 一
建 設 課 長	山口義光	総 務 学 事 課 長	鎌田雅樹
生 活 環 境 課 長	鈴木利美	市 民 課 長	藤原貞雄
社 会 福 祉 課 長	山平重男	高 齡 福 祉 課 長	伊藤律子
健 康 推 進 課 長	小林健一	収 納 課 長	菅原龍太郎
追 分 出 張 所 長	鈴木久雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田仲茂隆

下水道課長	三浦永寿	都市整備課長	佐々木博信
スポーツ振興課長	菅原徳志	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	昭和総合窓口センター長	川上秀佐男
天王総合窓口センター長	三浦喜博		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成20年6月12日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 議事日程の報告

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

なお、6番藤原幸雄議員から若干遅れるという届け出がございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、17番中川光博議員、14番伊藤博議員、7番佐藤恵佐雄議員、11番藤原典男議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

17番中川光博議員の発言を許します。17番。

○17番（中川光博） おはようございます。17番中川でございます。

行政当局の皆さんには、本定例会を準備いただいたことに対しまして御礼を申し上げます。また、朝早くから傍聴いただいた市民の皆様には厚く感謝と御礼を申し上げます。

私は今日、大きな項目2つについて質問をさせていただきます。1つは行政評価制度について、2つめは教育問題について質問をさせていただきます。宜しくお願い致します。

それでは1つめの質問ですが、行政評価制度の本格導入についてということで質問を致します。

行政改革が3年めを迎えております。行政運営のあり方を根本から変えるソフトの改革であり、1つは行政サービスを市民満足度の最優先の視点から考えることでもあります。2つめは、コストを意識した徹底した無駄の排除と、持続する財政運営を視野に入れた将来を見通した事業への資源の集中がその狙いであると思っております。

そしてその根幹をなす行政評価制度がいよいよ本格導入されます。私は行政改革大綱の中でもこの行政評価制度が狙いどおりしっかり機能するのか否かが、今後の潟上市市

政にとってすこぶる重要だという認識を持っております。是非ともすべての職員の皆様が行政運営のあり方を根本から変えていく、この改革に参加し、市民、議会とともに潟上市の将来への道しるべを示していただきたいと思いますと考えております。

私がそもそも行政評価制度を根幹と見なすのは、この行政評価制度こそが市政の根幹をなす情報公開の推進、職員の意識改革・政策形成能力の向上、定員管理、市民の参画、事業の再編・整理、廃止・統合、補助金の見直し、予算編成、財政計画の策定に一体として密接に関わり、その判断のための基礎資料としての価値からです。行政サービスが市民に対してどのような成果をもたらしているのかを一定の客観的な手法を用いて検証・評価することによって、今までの前例踏襲主義に風穴を開け、真に市民満足の向上のための市政につながっていくことと考えております。

またもう一方、社会経済構造が変化する中で潟上市全体のあり方が問われ、市政のあり方とともに市民もまた現状をしっかりと見つめる必要があります。選択と、そのための負担も必要となります。このことも行政評価制度は示していくことにもなります。このことから、市政・議会・市民がしっかりとこの行政評価制度の運用への関心を持つべきではないでしょうか。以上の観点から質問を致します。

1つ、行政評価制度と情報公開の推進について。

税金がどのように使われてきたのか、評価結果について原則、納税者である市民にすべて情報公開が必要です。行政改革大綱の中でも評価結果の公表をし、透明性を確保していくことがうたわれています。市民と行政の信頼関係の構築のためにどのように公開していくのでしょうか、お尋ね致します。

2つめ、行政評価制度と職員の意識改革についてお尋ねします。

施策、事務事業の成果や達成度、費用などを明らかにすることにより、職員のコスト意識、マネジメント意識を醸成し、前例踏襲に陥りがちな職員の意識改革を進め、PDCAサイクル、つまりプラン・ドゥ・チェック・アクションサイクルを確立し、政策形成能力の向上を不断に図っていく必要があります。手順についてどのように進めていくのでしょうか、お尋ね致します。

3つめ、行政評価制度と市民の参画について。

外部評価の導入については具体的にどのように進めていくのでしょうか、お尋ね致します。

4つめ、行政評価制度と事業の見直し・点検の実施についてお尋ね致します。

①従来型の予算をいくら使って、どれだけ事業量をこなしたか、結果重視の視点からの評価・説明よりも、事業の実施によって住民の生活がどう変わり向上したのか、つまり成果重視が説明できる評価の方法が必要です。どのように取り組んでいくのでしょうか、お尋ね致します。

②無駄が極力少ない事業スケジュールの確立が求められます。歳入スケジュールとの関係が出てくると思いますが、具体的に20年度歳入予算の地方交付税54億7,860万円についての入金予定スケジュールをお示してください。また、事業スケジュールと入金スケジュールは具体的にどのように組み立てているのでしょうか、お尋ね致します。

③事業の再編・整理・廃止・統合の決定についてのプロセスをお示してください。また、行政評価制度の推進体制についてお示してください。お尋ね致します。

④行政評価制度の推進には評価シートが大きな役割を担います。評価シートについてどのように考えているのでしょうか、お尋ね致します。

⑤行政評価制度と予算編成、財政計画の作成についてお尋ね致します。

行政評価制度の結果を予算にどのように反映させ、また、財政計画に反映させていくのがすこぶる重要になります。今後、予算編成にどのような方針で取り組んでいくのでしょうか。また、将来の財政計画策定に当たり、行政評価制度をどのように反映させていくのでしょうか。さらに予定されている重点事業について、20年・21年・22年、3年間の財政計画のローリングは19年度事業評価を受けてどのように変わっていくのでしょうか、お尋ねを致します。宜しくお願い致します。

それでは2つめの項目、小学校の教科担任制の導入についてお尋ねを致します。

教育委員会が掲げる20年度の学校教育方針の中で、重点事項として3つ挙げられております。1つは、学力の向上。2つめは、特別支援教育。3つめは、心の教育が掲げられております。さらに学校経営、学習指導、生徒指導、道徳教育、特別活動、進路指導、教職員研修、それぞれの分野で重点目標と努力事項がうたわれています。

私は特にこの中で、学習指導、生徒指導、さらには学校経営での3つの中学校区の中での小中学校連携のもとでの小学校・中学校の合同研修会に注目し、質問を致したいと思います。

私は3月議会で教師の多忙化の解消について質問を致しました。財団法人労働科学研究所の資料によると、最近の教育や教育を取り巻く状況についての質問で、何と9割の教職員が「もっと子供たちと一緒に時間が欲しい」と感じ、「児童生徒に対して個別的

できめ細かに対応する時間的余裕が欲しい」また、「多様な児童生徒に個別に向き合うことがより必要となっている」と回答しています。さらに仕事や生活についての質問の中で、これも何と9割の教職員が「基礎学力や学習意欲を高めるために必要な教材研究や授業の準備の時間が不足している」また、「多様な社会ニーズに即した教育を実現するための自主的な創意工夫のための時間的・精神的余裕がない」と考えております。一人ひとりの子供に十分寄り添えていない現状が見えてきます。

また小学校においては、学級担任制のもとですべての教科を基本的にはクラス担任が受け持ち、自分の専門教科を生かしきれない現状もあります。

一方、子供たちは、特に思春期前期の5年生・6年生は、それぞれの自我意識が強くなり、中には担任となじめなかつたり、また、自分の良さを認めてもらえない中で友達と心が通わず、いじめ・不登校につながる場合も出てきます。

このような現状の中で、学習指導と生徒指導がうまくリンクし、子供の能力や適正、興味・関心に応じ、生徒の良さを認め合い個を伸ばす学習指導の構築、さらに教師の多忙化の解消にも貢献し、専門教科を生かした質の高い授業、教師同士の交流と充実を図ることのできるシステムの構築が必要なのではないのでしょうか。

このように考えたとき、小学校5年生・6年生への教科担任制の完全導入が視野に入ってきます。1つは、授業の中で複数の教師が一人の子供に接することにより、子供の多面的な理解が生まれます。2つめは、教科担任制は教師の専門性を生かした授業ができ、教科の研究や準備に多くの時間を見ることが出来ます。3つめは、6年生にとっては中学校の授業形態へのスムーズな移行が図れることです。

学力向上フロンティア事業の意識調査結果によると、教科担任制について、小学校5年生での調査で「勉強の内容がよく分かる」80.1%、「進んで手を上げ答える」48.0%、「先生や友達の話をよく聞いている」80.3%、「自分の力で学習問題を解決しようとしている」76.3%、「分からないことなど先生に聞きやすい」63.4%、「教科ごとに教える先生が代わるので、その教科が好きになっている」61.8%という結果になっています。予想以上に大きな効果をもたらすことが見えてきます。

私は潟上市においても新しいシステムとして、この教科担任制の小学校5・6年生への完全導入をいち早く目指すべきだと考えております。幸い条件は準備されつつあると言ってもいいのではないのでしょうか。既に潟上市でも、潟上市内の小学校では一部教科担任制を実施している学校もあります。また、3年めを迎えた小中連携の中で中学校区

の小中合同研修会が開かれています。小学校の枠にとらわれず、中学校との相互乗り入れ方式による専門教科のカリキュラム編成など大胆に交流を進め、小学校5年生・6年生の教科担任制の導入へ方向づけをするべきだと思います。学校環境適正化検討委員会の答申で示された小中一貫校をも標榜する新しいシステムの構造となるのではないのでしょうか。大胆に未来の教育を切り開いていただきたいと思います。この観点から質問を致します。

1、重点事項で学力の向上がうたわれていますが、潟上市の小中学校の学力レベルは県内ではどの位置にあるのでしょうか、お尋ねします。

2、重点事項の学力向上と心の教育は自転車の両輪にたとえることができます。バランスが重要です。学習指導の中でこそ、学習指導を通じてこそ心の教育がなされるべきだと思います。具体的に心の教育についてどのように取り組んでいくのでしょうか。お答えをお願いします。

3、小学校での教科担任制について、①小学校の教師の専門教科を生かした質の高い授業ができ、教師の多忙化の解消につながる。②多くの教師に接することにより、子供の多面的な理解が生まれる。③中学校へスムーズな移行が図れる。この3つのことについてどのように考えているのでしょうか、お尋ね致します。

4、小学校での一部教科担任制について、既に実施している学校では具体的にどのように実施していますか。成果についてはどのように評価しているのでしょうか。お尋ね致します。

5、中学校区を中心とした小中連携の取り組みは大きな可能性を秘めています。小学校での教科担任制を視野に入れた教師の相互乗り入れにも取り組むべきです。いかがでしょうか。お答え願います。

6、潟上市の教育の未来を切り開く一歩として、小学校5年生・6年生の完全教科担任制を導入すべきだと思います。いかがでしょうか、お尋ね致します。

以上、質問を終わります。宜しくお願ひ致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 17番中川議員の行政評価制度の本格導入についての一般質問にお答え申し上げます。

行政評価制度と情報公開の推進については、公開方法としては市の広報およびホームページ等による公開を予定致しております。行政評価システム導入の目的である、分か

りやすく透明性の高い行政の実現や、政策の再構築、市民のまちづくり参画などの観点から、評価結果の概要版を作成するなど工夫を凝らし、市民の理解が得られるよう努めてまいります。

2番目の行政評価制度と職員の意識改革ということについては、行政評価制度の目的の1つに職員の意識改革があることから、研修会等を開催し、資質の向上に努めてまいります。行政評価システム導入の目的が市民参画型のまちづくりを進めていくための起点となること、事務事業の統廃合を進めることで仕事が効率的になることなどの共通認識を深めていきたいと考えております。

また、庁内検討会等で行政評価のシステム構築のための話し合いを重ねながら、行政組織の活性化に努めてまいります。

3の行政評価制度と市民の参画として、外部評価を具体的にどのように進めるのかとご質問ですが、行政評価組織としては、既存の14名からなる行政改革推進委員会を予定しております。庁内検討結果を踏まえた行政評価シート等を提示しながら、より実効性の高いものを目指していきたいと考えております。

4点めの行政評価制度と事業の見直し点検の実施についてでございます。

その中の1点めですが、成果重視の評価方法の取り組みでございますが、各々の事業には成果という概念がなじむか、どの程度の期間で成果が特定できるか、事業の特性などもあって画一的に評価を行うことへの配慮が必要と考えます。

市の行政評価制度は、試行期間を経て今年度からスタートするものであります。今後行政評価の効果的な導入、評価結果の扱い、客観的な評価の実施等をその都度、改革、見直しをしながらステップアップしていきたいと考えております。

2点めの平成20年度歳入予算の地方交付税54億7,860万円の入金スケジュールについては、地方交付税法第16条の規定により、普通交付税の交付時期は4月、6月、9月、11月、特別交付税の交付時期は12月、3月と定められております。

事業スケジュールとの関係については、当該年度に計画された事業については、優先順位や実施時期等を見極めに意を配しながら、事務事業評価に意を用いながら限られた財源を有効活用し、市民のニーズにこたえていくことが大事であると考えております。

3点めの行政評価のプロセスおよび推進体制についてお答え致します。

市の行政評価制度は「事務事業の事後評価」を基本としております。

評価の手順としては、各担当者が事務事業について、庁内調整の上、評価シートを作

成し、その評価シートをもとに、潟上市行政改革庁内推進体制に関する要綱に基づき部長等で組織される行政改革推進本部による庁内評価を実施するものでございます。その後、行政改革推進委員会による外部評価を実施し、最終評価として市における政策決定というプロセスになります。

4点めでございます。評価制度についてであります。行政評価自体に確立された手法はなく、評価シートにおいても同様でございます。事務事業のシート作成の基本となるのは、その施策本来の目的に照らし、施策の現状や数値目標を用いて分析できるよう、成果目標が明らかになるよう有効なシートづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

5番めの行政評価制度と予算編成、財政計画の策定についてですが、行政評価の結果により、即、予算の削減や事務事業の統廃合が進むものとは考えておりません。評価結果はあくまでも予算を組み立てる上での参考資料であり、それが直ちに予算に直結するものではないと考えます。行政評価の結果を踏まえ、重点の優先順位を明らかにしていくことが効率的な財政運営と市民の行政理解につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 17番中川光博議員の一般質問にお答え致します。

2つめの小学校の教科担任制についてであります。まず初めに質問の1、潟上市の小中学校の学力レベルは県内ではどの位置にあるかと、これについてであります。秋田県教育委員会が毎年実施している県学習状況調査や学力テストの結果等を、各校はもちろん県としても分析を行い、指導の改善に努めているところであります。その年によって実態には相違がありますが、昨年度は小中学校とも県の平均と同じ程度という現状であります。これまでの本市の学力向上への取り組みにより、特に各教科の基礎・基本については学力の定着が見られてきたところであります。

次に、質問の2、学習指導と心の教育のバランスのとれた指導の具体的な取り組みについてお答え致します。

学校生活全体を通して、児童生徒の相互の好ましい人間関係づくりや、児童生徒と教師の信頼関係を深めさせるためには、児童生徒に存在感と自己実現の喜びを味わわせたいと考えております。そうした人間関係を構築させながら、教師は授業の中で生徒指導の機能を生かした授業づくりが必要となります。教師が意図的に授業の中に次のような

場面を取り入れる必要があると考えております。

その1つめは、児童生徒に自己存在感を与えることであると考えます。生徒のどんな発言に対しても大切にし、自分の発言が生かされたという実感を持たせるような授業を行う必要があります。思いやりの心や社会性を養い、お互いの良さを認め合い、互いに伸びようとする子供を育成することができると確信しております。

2つめは、自己決定の場を与えることであります。子供自身が自分の考えを発表できる場面をつくり出すことであります。自分の考えを持った上で、隣同士の話し合いから入り、そして最後に全体の前でという段階的に発表の場を設定させることであります。学習や作業の進め方に関しても、手順や内容などを自分で考えて進めさせるように支援をし、指導する必要があります。

3つめは、共感的な人間関係を育成することであります。学習や生活の場で協力し合って活動する過程で、他人を思いやる心と態度が身につくようになります。

以上のような3つの機能を取り入れた指導に努めるよう、市内各校で共通理解を図り実践しているところであります。

続いて質問の3、小学校の教科担任制について具体的に3つの質問をいただいておりますので、このことについてお答え致します。

小学校の教師の専門教科を生かした質の高い授業、教師の多忙化の解消という点についてであります。本市の各学校においては、教育課程編成の上でそれぞれ工夫し、各校の実態に応じて教師の専門性を生かした取り組みを進めているところであります。特に高学年における家庭科・音楽などのより専門性が求められる教科についてのこれまでの取り組みほか、近年は国語・算数・理科等においても専門性を生かした指導体制を取り入れております。国の指導方法改善事業、県の少人数学習推進事業により各校に配置された教員を活用して、チームティーチングによる授業の質の向上に努めているところであります。国の加配に関しては、教育専門監を含めると今年度から市内の全小中学校に配置されている現状であります。

2つめの多くの教師に接することにより子供の多面的な理解が生まれるというご指摘であります。まさに本市各校におけるチームティーチングや専門性を生かした複数教員による教科指導は、子供を多面的に理解し、受容し、個々の子供たちの持つ可能性の伸長に寄与するという意識のもと、一丸となって推進しているところであります。

3つめの中学校へのスムーズな移行が図れるに関してであります。3年めとなる小

中学校の連携を生かし、小学校の教員が中学校の授業を参観し、互いに学校の指導に役立てることはもとより、今年度は小中学校の教師がともに指導することも視野に入れて計画を立てているところであります。このような小中学校の教員の交流のほか、各小学校での専門的な取り組みによって教科担任制に慣れ、安心して中学校に進学できる環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

次に質問の4番め、小学校において教科担任制を実施している学校の具体的な内容と、その成果についてお答え致します。

市内の小学校の一例をお話ししたいと思います。1例めは、教科主任といって音楽科主任、理科主任、体育科主任等の各教科の専門性に優れた教員がおりますが、その教員を専科として時間割に組み込み、その時間、その学級担任は他のクラスの算数の授業に入ってチームティーチングを行っている例であります。2例めは、同じように担任外の教員が算数・理科の授業にチームティーチングとして入り、担任とともに授業をしている例であります。いずれも子供たちにとって教科の特性を生かした質の高い授業を受けられること、教師にとって授業の準備等で重点化と効率化が図られること等の良さがあります。

質問の5つめ、小中の連携を活用した小中学校間の教師の相互乗り入れについてです。

本市においては、各学校の異動等の実状から、年間を通じて毎日のように相互乗り入れを実施する教育課程、時間割を編成することは困難な現状ではありますが、各校間で計画を立てて中学校からの出前授業、小学校の教員の中学校1年生の授業への指導参加等について取り組んでいるところであります。

最後に、質問の6の小学校5・6年生の完全教科担任制を導入すべきであるということについてお答えしたいと思います。

これまで述べたように各小学校においては、各学校の規模や実情に応じて既に、より各教師の専門性を生かした授業の実施に向けて鋭意取り組んできているところであります。また、特に質問の2に関わってお話ししましたように、特に小学校では学級担任が子供の個々の生活状況や特性を把握しつつ、他の教員がチームティーチングとしてともに授業を行うことで、「学習と心の教育のバランスを生かした授業の充実」「教師の専門性を生かした授業の実現」に積極的に取り組んでいるところであります。

このことに関して、県においても小学校専科実践協力校事業として臨時講師を配置する事業を推進する案がありましたが、今年度は県議会において否決となり見送られてい

る現状であります。潟上市として、学校規模や教員の配置という関係から、小学校での完全教科担任制の実施は非常に困難な実情であります。人的な配置を伴うことですので、今後慎重な検討が必要であると考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 行政評価制度あるいは教育について、大変丁寧なお答えをいただきました。ありがとうございます。

行政評価制度についてもう一つ確認をさせていただきたいと思うんですが、私がお話しさせていただきましたとおり、この行政評価制度の完全導入については、まず一つは、これはだれもそのとおりだと思います。無駄をなくする、このことが第1点だと思います。効率的な行政運営をどうするかっていうことの第1点であります。2つめは、資源を集中するのが狙いではないのかな、これが2つめだと思います。このためにも何をしていくかっていうことに尽きるわけですが、私はこのポイントはやはり3つあるなど。お答えいただきましたように、きちんとした情報公開をしていく。2つめは、きちんとした外部評価を導入していく。既に補助金等の審査委員会が本年度スタートしますので、まさにこの外部評価の導入ということも大変重要な問題であります。あともう一つですね、これは私も勉強不足でですね、本当はもっとゆっくりお尋ねしなきゃならないのですが、事業スケジュールに無駄がないのか。このことがとっても重要ではないのかな。というわけで私は歳入時期について確認をさせていただきましたけれども、お答えいただいた内容では優先順位をつけて事業のスケジュールに無駄がないようにしていくということですが、そうしていただきたいな、こういうことだと思います。

この3つめの事業スケジュールについてお答えいただきたいと思いますが、今現在、事業スケジュールと、この入金スケジュールの組み合わせとといいますか優先順位とといいますか、そういうお話をちょうだいしましたけれども、空白のスケジュールはないのか。あるいは空白のスケジュールの管理は各課になるのか、あるいは部局全体のお話しになるのか私分かりませんが、この空白のスケジュールについての管理はどのようにしてるかっていうこともお話の中からもちょっと伺うことができませんでしたので、ちょっとそのあたりを教えていただければなど。空白のスケジュールにもですね、人件費は投入されていますし、失う利益とといいますか、そういうふうな視点で見ることでも

きますので、その点はいかがでしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

あともう一つ、お答えの中で、この行政評価制度がストレートに事業の統廃合につながるわけではないというふうなお答えがありましたけれども、私もそのとおりでとは思いますが、このことはやはり慎重に、かなり精査しないとですね、その行政評価結果が翌年度のより効率的な事業につながっていかないのではないかな。私はそれよりもですね、やはり全体の方向づけとしては事業評価を事業の統廃合整理にきちんと生かしていくというふうな方向づけをされた方がですね、もちろん職員の皆さんも、あるいは市民の皆さんも、より明確にこの無駄を省く、あるいは資源を集中するということが向くのではないかな、こういうふうに思います。このことについても2つめとしてお答えを願えればと思います。

あと、教育関係のことについてですけれども、大変丁寧なご説明をいただいたと思います。ありがとうございます。私も、この小学校の5年生・6年生の教科担任制の完全導入ということについてまだ見えない部分がありますけれども、今の教育長のお答えで、我が潟上市でもかなりの程度ですね、制度としては取り入れてないけれども、もうほぼこの教科担任制を導入しているというお答えをいただいたと思います。あと、その人的な配置の関係でですね、この完全導入に踏み切れないんだというふうなお答えをいただきました。これは潟上市だけで解決できる問題ではありませんので、そのとおりでと思います。

私はこの小学校5年生・6年生の教科担任制のいいところはどこにあるか、これはもう学力の向上とですね、やはり心の教育と同時にその図れる手法だな、こういうふうに考えております。学力の向上と心の教育を同時にしっかりと根づかせるのが、この教科担任制ではないのかな、こういうふうに思います。現状ですね、お答えにもありましたとおり、潟上市の学力レベルは全県の平均だという内容でありましたので、決して低いわけではありませんけれども高いわけではない。そういう点からいくと、視野の広い点も必要かと思うんですが、やはり今以上に質の高い学習効果が望まれるっていうことは必要だと思います。そのとおりでと思います。まだまだそういう点からいくと、平均以上を目指すものがあってもいいのかな、こういうふうに考えます。

あともう一つ、これは特にお答えの中にありませんでしたけれども、例えば潟上市の不登校とかいじめの実態等々、心の教育に関することですが、これも過去3年間、例えば目に見える不登校については、この3年間、人数的には平成5年が28名、平成

6年が31名、平成7年が28名ということですが、おそらくこのほかに保健室登校とか数字に出ない子供たちもいらっしゃいます。この傾向を見ましても決して少なくなっていないというのが現状の認識として言ってもいいのではないのでしょうか。少なくなっていない。このとおり多くはなっていませんけれども、30人前後ですので多くはなっていませんが決して減っていないというふうな現状もありますので、私は今以上に、この学力向上と心の教育と言っているのかもしれませんが、この2つにやはり何か決定打がほしいな、こういう意味でこのご提案をさせていただきました。かなりの程度、それぞれの小学校で工夫して取り組んでいるということはお答えで分かりましたけれども、もう一つ、すぐというわけにはもちろんいきませんが、決定打がほしい。心の教育の問題、あるいは学校の学力向上の問題についてもそのとおりではないでしょうか。その点について展望をもう一度お聞かせ願えればと思います。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 鈴木市長公室長。

○市長公室長（鈴木 司） 17番中川議員にお答え致します。

1点めの20年度の事業スケジュールというふうなことのお話でありますけれども、7月に入りまして評価シートの作成に入っております。その後、シート作成が出来上がった段階で、いわゆる10月頃をめどにしまして行政評価改革推進委員会での外部評価という、そういうスケジュール、そしてさらにそうした評価を受けまして政策決定という作業を進めるのが11月頃になるのかなというふうなことで、そうしたトータル的なものを含めて21年度予算への反映、参考資料として提示していきたいと、そういうふうな考え方をしています。

それから予算に反映していくべきという中川さんのご意見でありますけれども、基本的にこの行政評価の考え方としまして、もちろん中川議員の言うようなことでの無駄の排除、あるいは行政効率ということが当然あるわけですし、そうしたものをトータル的に見まして、それが住民サービスにいかにかいなる功を奏していくのかという基本的な考え方から職員にも私どもも含めて目標のあり方、そして総合発展計画との関連性、そうしたものをトータルとして評価をしていくと。そういう評価の中で、もちろん財政という観点から見たときに歳入歳出というこの観点もありますので、行政評価の段階では優先順位というものも当然視野に入れて、その中で全体予算を組んでいくという、こういう形になろうかというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 中川議員の再質問に今室長が答えましたが、本来は事業のスケジュールに空白がないかという第1点の質問でありました。その事業の空白というのは若干まだ理解できない点もありますが、後段の統廃合、あるいはそのような反映すべきでないかということについては、やはり答弁はそういういわゆる評価システムはそういうものに反映しないんだと、予算編成でまず第一にやるんだということですが、少し乱暴な答弁であったと思いますし、行政評価によって事業の統廃合も十分答えが出るというふうには私は考えていますので、少しそこを補足したいと思います。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 先ほど潟上市の現状についてお話ししたわけでありましてけれども、これでいいということは絶対にありませんけれども、今までの取り組んできた、今年度に入ってからも取り組んできたことをお話し申し上げておきたいと思います。

私はこの4月からもそうありますが、昨年もそうなんですけれども、まず各学校の新年度にあたっての職員会議、PTAの会議、それから生徒にというふうな激励の意味を込めて、お話ししたわけでありまして。それは一人ひとりの子供がですね、心豊かに将来に向かって大きく育ててほしいということが第一の目指すところでありまして。

そこでいろいろなことをやってきたわけでありましてけれども、事例を紹介したいと思います。先ほどの中で学力向上はどういうふうにもう少し一段とグレードアップすべきじゃないかというふうな話でありましたけれども、本市では今年度もまた教育専門監が2人おります。そのほかに教科協力員というふうな形で設置させていただきました。教育専門監というのは追分小学校に算数、東湖小学校に国語と、この2人の先生が市内の小学校をすべて網羅してチームティーチングを組みながら授業をやるというようなことであります。それから教科協力員については、小学校でありますけれども理科・社会がですね、各学校の研修授業等に参加してですね、先生方と一緒に授業をするというふうな形であります。それから同時に、この間も校長先生たちに指示・指導したところでもありますけれども、子供たちの学力向上についてはですね、単に宿題を出すとか、あるいは教科を一生懸命にやるようにということだけじゃなくて、これは家庭との連携も取らなきゃならないわけでありまして。家庭との連携を取りながら、子供たちにとっては必ずしも出した課題について十分対応できない場合もあると思います。しかしながら、そのことを先生方にとっては私はよく見ていただきたいと思います。きめ細かく対応して励まして

いただきたいというふうに申し上げてきたところであります。

そういう意味でですね、子供たちの基本的な生活習慣も、そして小中の連携も大事にしながら、きめ細かく取り組んでまいりたいと。

先ほどありましたように小学校の教科担任制については、かなり相当進んでいるというふうなことを私は申し上げておきたいと思えます。

終わります。

○議長（藤原幸作） 17番、再々質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） ありがとうございます。

最後に私の方から希望ですけれども、この行政評価の完全導入、昨年度の試行、本年度の本格導入ということですので、期待を込めてこの評価制度の取り組みをしっかりと見つけていきたいと思っていますので、宜しくお願い致します。

また、この小学校の教科担任制も十分取り組んできているということですので、結果が学力向上あるいは心の教育に出るようになりますね、これもしっかりといろんな先生に頑張ってもらいたいと思えますし、教育分野の事務方の皆さんにも是非ご支援をいただきながら、この点も期待を込めてフォローしていきたいと思えます。宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時と致します。

午前10時48分 休憩

.....
午前11時00分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

14番伊藤 博議員の発言を許します。14番。

○14番（伊藤 博） 平成20年第2回潟上市議会定例会におきまして一般質問を致します。私より4項目にわたり質問を致しますので、市長の明確なる答弁を求めるものであります。

はじめに、市議会議員報酬と定員の適正化についてお伺いを致します。

本市議会議員の報酬は現在、月額36万円と規定されておりますが、市民からは、現在の景気動向、諸物価の高騰などの世情や本市の人口規模、財政規模、財政状況などの実

情などから、現実にそぐわない高額報酬と受け止められております。また、この受け止めは、同時に議会議員が市民の負託に十分こたえていないあらわれと見ることもでき、ひいては議会そのものの信頼の失墜のあらわれとも言わなければならないと、議会議員としてそうした市民の声を真摯に受け止めなければならないと考えます。

そうした声をもとに、先般のにかほ市の例でも分かるとおり議員報酬に対する市民の感情は、いまや疑念となってきたと考えられます。このことは単に、にかほ市だけのことではないと考えなければなりません。全国市議会議長会が19年8月に発表した調査結果によると、人口5万人未満の市議会議員報酬の全国平均は18年末現在、前年末より約3%、1万円減額の約32万円となっております。現在の本市議会議員報酬月額36万円は、人口5万人から10万人未満の市議会議員報酬の全国平均レベルとなっております。全国の人口5万人未満の市議会議員報酬の最低額は17万7,000円でした。県内で比較すると本市は13市中、人口規模で第10位、議員報酬額では能代市の36万1,000円に次いで7位となっております。こうしたことから、本市においても世情、実情に合わせて議会議員の報酬額を大幅に見直し、合併前の旧町議会議員報酬レベルに減額する改定を提案したいと考えます。もちろん報酬等審議会の答申を尊重するものでありますが、同審議会に諮問をする立場にある市長の議員報酬に対する考え方を伺いたいと思います。

議員報酬とともに議員定数の適正化についても市民からは厳しい評価があります。それは、現在の本市議会議員の定数22名が適正ととらえられていないという現実です。人口規模等に応じた法定上限数が規定されていますが、これはあくまで上限数を規定したものであって、この法定上限数から何名減らすかという発想は、いまや現実的ではないと考えます。合併から3年が経過し、ほぼ市としては基盤や体制の構築が出来上がった今こそ、市の人口規模、財政状況、事業規模、景気動向などを総合的に勘案し、本市の行政効果を最大限に発揮するため、本市議会に何名の議員が必要かといった必要数を議員定数とするといった発想をしていかなければならないと考えます。

全国市議会議長会の調査では、法定上限数26名の全国の市議会のうち8名減員している市が最も多く、次いで4名、6名、10名の減員数ということになっております。つまり全国の法定上限数26名の市議会では、議員定数18名が最も多く、次いで22名、20名、16名となっております。全国的にはこの数よりもさらに減員の方向にあるとも言われております。しかしながら市民感情では、現在の本市議会議員22名が多過ぎると受け止められている現実があります。市民の感覚、全国的な動向なども考慮して、本市議会議員

定数を大幅に見直し、現在の4常任委員会を5名構成の3常任委員会にすることで必要議員数は15名となります。それに議決に関して議長職議員を除くことから偶数定員とするのですが、16名に増やすのではなく、減員が必要とされているのですからさらに1名減員し14名の条例定数とすべきことを提案・提唱したいと考えます。本市議会議員の報酬と定数を早期に適正化し、議会が市民の負託に十分こたえられるようにしていくと同時に、報酬額や定数が市民の疑念の対象となることのないようにしていかなければならないと考えます。市財政にもかかわることであり、市民の関心も大きなものがあると考えます。そうした観点などから、市長に適正な議員定数についての考え方についてもあわせてお伺いを致します。

次に、指定管理施設のビジョン構築についてお伺いを致します。

本市は指定管理者制度を導入してから2年経過しております。そして今回新たに13施設へ指定管理者制度を導入するため、条例改正案を上程しております。指定管理者制度について何度か質問等をしてまいりましたが、制度導入に当たっては制度の持つメリットを最大限発揮させなければなりません。この制度最大のメリットと言われていることは、市民サービスの向上と行政コストの低減を図れることです。今議会に提案されている条例案の説明の中で、評価委員会の設置や利用者の満足度調査を行うなどの第三者評価を導入する考えが示されましたが、こうした手法は企業感覚からすれば当然のことであり、そののさらに行政としての評価を加える手法が必要と考えます。既に指定管理者制度が導入されている施設では、この制度最大のメリットがどれくらい図られたのか、その実績と評価を行政として委託者としてどのような評価をしているのか、具体的にお伺いをしたいと思います。あわせて、その実績等がどのように評価された上で今回新たに13施設に制度を導入することになったのかをお伺いをしたいと思います。

市民サービスの向上や行政コストの低減が図れるメリットがあり、より効果が大きいことが期待されて施設等の市直営に変えて指定管理者制度が導入されていますが、あくまで施設等の管理運営を民間団体等が行うというのがこの制度ですので、施設等の設置者、所有者は市であることは変わりません。では、市は指定管理者制度を導入し、市の施設等をどのように位置づけ、どのように維持していくのかをそれぞれの施設等で明確化する必要があると考えます。市民の財産である施設等を民間団体等に管理運営を任せただけでは、制度のメリットは生かせないと考えます。今後の委託料や管理運営費等をも包含した総合的な中長期的計画を構築しなければならないと考えます。指定管理者制

度を導入した施設等の今後のあり方について、市民サービスの向上や行政コストの低減へ市長はどのようなビジョンを描いていくのか、具体的にお伺いを致したいと思います。

次に、地域密着型サービスの今後についてお伺いを致します。

市長は行政報告で地域密着型サービスの今後について、「事業者の育成・支援を基本に介護給付対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図るための指導を行い、地域密着型サービスの適正な運営に努めてまいる」としております。現在、指定を受けている地域密着型サービス提供事業者は1法人だけですが、介護保険第4期計画で、あるいはさらなる今後の施策の中で地域密着型サービスによる施設整備を推進していくのかどうか、お伺いをしたいと思います。

また、事業者の育成・支援について、指定事業者に対するものなのか、新たな指定への事業者育成・支援なのか、具体的な事業者への育成・支援方策についてもお伺いを致したいと思います。

本市は小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、入所者生活介護サービス、特別養護老人ホームの増床等に助成金措置を行っていますが、3月に当初予算の審査を行う常任委員会で、今後はそれら助成金措置施設の指導監査を行っていくことが示されております。指導監査に当たってはどのように行っていくのか、その体制あるいは指導監査の主眼をどこに置いていくのか、実施方策について具体的にお伺いをしたいと思います。

次に、子供のIT利用実態と給食、食育環境についてお伺いを致したいと思います。

IT機器の普及がめざましく、現在ではその小型化競争も激化しております。子供たちが公園のベンチに座り込み、長時間、ポータブルゲーム機で電子ゲームに夢中になっている一種異様な光景を目にする機会も少なくありません。家庭でもパソコンが多く利用され、インターネット利用も日常的となっている現状があります。そうした中、特に携帯電話の有害サイトが非常に多く、残虐な内容であったり、犯罪につながりかねないものなど、その悪影響が全国的に懸念されております。本市では子供の家庭でのパソコン利用実態、携帯電話の所持率、利用実態をどれくらい把握し、こうした懸念や心配に保護者も含めた対応・指導をどのように行っているのかお伺いをしたいと思います。

また、今後は一向に抑えの効かない有害サイト等に対し、フィルタリング利用促進など子供の健全育成のためにどのようなことに留意をして指導をしていくのか、具体的方策についてもあわせてお伺いを致します。

本市の市立保育園・小学校・中学校では、自校調理方式による給食提供が行われている中で、幼稚園には調理施設がなく、近くの小学校で調理された給食を園児に提供している現状があります。この給食の幼稚園までの運搬が通園バスで行われている実態があります。運搬方法は、調理室から提供される給食と給食後の返却容器等を通園バスの座席の上に板を渡し、その板の上に乗せて運搬するというものであります。幼稚園に通う園児は3歳児からで、入園当初はおむつがまだ外せない子がいたり、通園バスの中で便を漏らしてしまったり、あるいは体調が悪いときは嘔吐をする子もいるということです。こうしたことから通園バスでの給食運搬は衛生上の問題から早急に改善し、専用の保冷車を用意する必要があります。万が一、食中毒やノロウイルス等の集団発生があったりすると、抵抗力の弱い幼児にとっては命にかかわる重大事となります。昨年の国体時には、提供される弁当の運搬は保冷車を使い慎重に扱われていた記憶が鮮明にあります。今年度から本市には子育て支援センターが新設され、子育てネットワーク協議会も発足し、子育て環境の充実が醸成されてきております。さらに秋には天王幼稚園で公開保育が行われる予定になっております。こうした機会に問題のある部分を改善し、危機管理の点からきちんとしたリスクマネジメントを行う必要があると考えます。現状と改善方策について具体的にお伺いをしたいと思います。

また、最近の石油類の高騰をはじめ食品の値上がりも著しい状況が続いていますが、本市の学校給食では給食費の値上げを行うことなく質の確保が十分できているのでしょうか。さらに給食における食育をどのようにとらえて行っているのでしょうか。保育園では幼児食メニューで給食が提供されている反面、幼稚園では小学生と同じメニューで給食が提供されております。幼児が喜んで楽しく、しかも教育効果もある給食をとっているのかどうか疑問があります。給食における食育環境の現状と今後の見通し、対応等についてあわせてお伺いをしたいと思います。

以上4項目の質問に対しまして明確な答弁を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 14番伊藤議員の一般質問の市議会議員の報酬と定員適正化についてお答えを申し上げます。

市議会議員の報酬と定員の適正化という観点から、報酬を合併前の議員報酬に改定すること、議員定数を現行の22名から14名程度にすることを提案は、きわめて大変大胆な提案であると受け止めております。先般のにかほ市における市民団体からの直接請求の

例や、合併しない町、福島県矢祭町における議員報酬を日当制とする改革例などは、全国的に議員報酬や議員定数に対して厳しい視線が注がれていることを証左するものと考えております。

本市の現在の報酬は、平成18年1月の潟上市特別職報酬等審議会の答申を受けて同年3月定例議会において可決されたものであります。卑近な例としては、男鹿市の36万3,000円、鹿角市の35万2,000円、仙北市の31万2,000円など、人口や産業構造などが同程度の市並みの報酬となっております。また一方では、北秋田市が今年2月、市議の報酬を最大52%増額する素案を特別職報酬等審議会に諮問しましたが、市の財政が厳しい中で市民の理解が得られないのではないかと反対意見が続出し、その後、再度諮問した結果、当局諮問案は再び却下されたとのこととあります。

本市においても議員の報酬のみならず、議員の定数においても厳しい世情にあることは14番さんのおっしゃるとおりで例外ではないと受け止めております。議員の定数における県内の類似団体の状況としては、議員法定上限数が26人の市町は8団体あります。多いところから北秋田市26人、仙北市24人、潟上市・美郷町・三種町が22人、鹿角市が21人で、少ないところでは男鹿市が平成18年12月に、にかほ市が平成20年3月にそれぞれ24人から20人に改正しております。湯沢市も来年の改選期に30人から26人に削減を決定しております。

本市では合併協議会で十数回にわたり協議を重ねた結果、法定上限数の26人を下回る22人として現在に至っているものであります。

今般の伊藤議員の提案に対し、この後、市民の方々からも賛成・反対、反対はあまりないと思いますが、いずれにせよ大きな反響を呼ぶことは間違いないと考えています。いろいろな意見が出るものと思いますが、今後、議会はもちろん市民の中での議論の展開が出てくるものと思います。要は、議会と市民感覚との乖離が生じないよう意を用いていくことが私に課せられた責務であると認識しております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 14番伊藤議員の質問の項目2番めの指定管理施設のビジョンの構築ということで、1つめの導入している指定管理施設の実績と評価についてということでご答弁申し上げます。

ご質問にある指定管理者制度を導入して2年を経過致しましたが、その実績と効果を

どう評価しているかということでもありますけれども、先般、市長の行政報告にありますように天王温泉くららにおいては休館日の変更があり、これまで毎月2回の休館日も利用者ニーズを踏まえ毎月1回とするほか、グラウンドゴルフパックなど自主事業も積極的に導入しております。特に今まではなかった冬休み中は、子供を対象にした冬遊び体験まつりというようなものも主催してございます。また、ブルームッセにおいてもイベント回数が増えるなど、いずれの施設も企業努力によりまして積極的な営業活動を行い、サービス向上に結びついており、評価できるものと思っております。ブルームッセの方ではレストラン部門の方の営業が積極的に行われていると。ただ福祉管理施設については、これまでの各種事業を継続してサービスを維持しておりますけれども、設置目的および利用方法などを考慮しても制度導入による経費の低減というか、期待できないのではないかなど、あまりそう期待できるもの、特に収入的な、利用料を見込めない施設、特に今現在、飯田川にございます社会福社会館、それからふれあいの家、それから高齢者生きがい対策創作館など、市の社会福祉協議会が管理しているわけですが、やはり集会所的な施設、特にそういうものに関しては光熱水費の節減というような考え方でやっているようでございますけれども、従来の利用というかサービスが変わってないというふうな傾向にございます。これはもう3年経って5年後どういうふうな評価するか、市民の満足度調査、それらを踏まえてまた今後考えたいと思います。

それから次に2つめの質問ですけれども、指定管理者制度導入施設の今後のあり方ということでございますけれども、指定管理者制度を導入致しましても各施設の所有者は、もちろん伊藤議員も先ほどおっしゃいましたけれども市でございます。それから施設、公の施設というのは、あくまでも市民の住民福祉向上のための施設でございますから、施設の利用者の利便性はもちろんのこと、計画的にこれからも整理していかなければならないと。

それから維持管理と運営に関しては指定管理者の責務になりますけれども、整備については、これから市と管理者、それから当然市民のニーズにこたえたような整備の仕方を踏まえていきたいと思っております。特に委託料、指定管理者制度を導入致しましても委託料の見通しは5年の期間で指定管理者が運用計画を設定できるために、委託料は現状より多少減少し、財政面の貢献度は高いものと考えております。

なお、福祉関連施設を除く施設については、先ほども申し上げましたけれども契約期間の最終年に当たる年度に今後の方向性をもう一回評価し、検証すべきものであるとい

うふうに考えています。特に透明性、それから公平性を高めるためにも意見聴取や評価を実施し、評価の有効性などを検証する第三者評価を試行しながら今後の判断材料と致したいと思います。

それから指定管理者制度を導入した施設の今後のあり方ということでございますけれども、当然、利用者の目線に立ったよりよいサービスが一層推進されるよう配慮しますけれども、伊藤議員が心配されるような施設マネジメントプランというものを当然これから策定して、今後、年次計画に沿って指定管理者制度を導入していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） 14番伊藤 博議員の3点めの地域密着型サービスの今後についてということについてご答弁を申し上げます。

1番めの今後の施策の中で地域密着型サービスによる施設整備の推進についての質問でございますが、本年度策定に着手する第4期介護保険事業計画において、第3期計画の期間中の給付分析および政策評価を踏まえ、給付の増加が被保険者の保険料の負担に与える影響も十分に考慮し、均衡のとれた形で在宅サービスおよび施設サービスの基盤整備を基本にとらえ、介護保険事業計画策定委員会で検討してまいります。

次に、事業者の具体的な育成・支援方策についてのご質問であります。地域密着型サービスについては、市が事業所の指定および指導監督の権限を有することになっておりますので、事業者に対し、育成・支援を念頭に置いての指導監査を地域密着型サービス事業所等指導実施要綱ならびに指導実施方針に基づいて実施致しております。

育成・支援のための具体的な指導内容については、制度管理の適正化のための指定事務の制度説明、介護保険法の趣旨、目的の周知および理解の促進、介護報酬請求にかかわる過誤・不正防止の観点から適正な請求事務などについて、講習等の方法により集団指導を実施しております。また、サービスの質の確保と向上を図るため、高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の運営指導および適正な介護診療請求のための実地指導を随時実施しております。実地指導により著しい運営基準違反が認められ利用者に生命の危機がある場合、または報酬に不正が確認され、著しく悪質な請求が疑われる場合は、公正かつ適切な措置を指導するため監査を行い、改善勧告、改善命令等に従わないときは指定の取り消しなどの行政処分を課すこととなりますが、このようなことを防止する上でも定

期的な指導、監督により事業者を育成・支援してまいりたいと存じます。

2つめですが、市で助成金を出している施設に対する指導、監督の体制、主眼についてのご質問であります。地域密着型介護福祉施設入所者生活介護サービス（小規模特養）、それから特別養護老人ホームに対する助成は、潟上市老人福祉施設整備事業補助金交付要綱および社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例、ならびに施行規則に基づいて助成金を交付致しております。その助成金の目的が有効に達せられることを確保するため、事業または会計の状況に関し報告を徴しておりますが、助成の目的に照らして社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨、指導、監督してまいります。また、特別養護老人ホームの管理、運営を含めた全般の指導監督は秋田県が実施しております。

なお、地域密着型サービス事業所についての指導体制は高齢福祉課の職員が、集団指導については2名、実地指導については3名で対応致しております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 14番伊藤 博議員の4つめの質問であります、子供のIT利用の実態と給食、食育環境についてお答え致します。

青少年がインターネットや携帯電話を通じて有害情報に接し、場合によっては犯罪に巻き込まれるケースが増えてきています。幸いにも、本市においてITを通し犯罪被害に巻き込まれたり、また、巻き込んだりという報告はされておりましたが、喫緊の課題でありますので直ちに対応しなければならないというふうに考えております。

それでは4つめの質問であります。子供のIT利用の実態と給食、食育環境についてお答え致します。

子供のIT利用の実態についてですが、家庭でのパソコン所有数については、今後、各小中学校で調査する予定です。

携帯電話の保有数については、今年度5月1日現在で、小学校の児童で127人、保有率にして6.5%、中学校の生徒で306人、保有率にして27.8%の生徒が携帯電話を持っているという状態です。このうち有害情報の閲覧を制限する機能、いわゆるフィルタリングですが、これを利用している割合は、小学校で63%、中学校で40%となっております。学年が進むにつれて携帯電話の保有率は上がっておりますが、いわゆるフィルタリングの利用率は下がってきております。

携帯電話の使い方についての指導であります。被害防止を啓発するポスターを校内に掲示したり、「学校だより」や「生徒指導だより」を定期的に発行し、その中で正しい使い方等について指導を行っております。また、電話会社の職員を招聘し、生徒を対象にした「ケータイ安全教室」を行い、携帯電話での有害サイトへのアクセスによる被害予防や、被害に遭わない正しい使い方講習会を実施したりしております。機会をとらえて、保護者を対象とした実施を予定している学校もあります。

小学校においては、コンピューター活用を年間計画に基づいてコンピューターを利用する際のルールやエチケットについて指導しております。中学校では、技術・家庭科の情報に関する学習の中で、情報モラルに関する内容を扱って指導しております。また、道徳教育を充実させ、学級活動の授業の中でも防犯意識を育てるための指導を行っております。

次に、PTAにおける取り組みであります。保護者への危機意識を持ってもらうような講話を行い、フィルタリングや対策についてをお願いをしているところであります。

国の方向として、今後は18歳未満で携帯電話を購入する場合は、有害サイト遮断義務づけを法制化する方向に進んでおります。そのようなこととの関連を図りながら、各学校においては学年の発達段階に応じたタイムリーな指導を進めてまいりたいと考えております。

2つめの質問についてお答え致します。園児バスでの給食の運搬についてですが、幼稚園の給食は、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うことや、園生活を豊かにし、栄養の改善および健康の増進を図ることを目的に昭和39年11月に始まっております。

具体的に天王幼稚園、出戸幼稚園の給食の運搬については、ご質問にありますように園児バスを利用しているのが現状であります。運搬に当たっては、蓋付きで密閉された容器、食管と申しますが、に入れて運んでおり、また、食の安全・安心、衛生面等に配慮し、直接バスの床に置かないで背もたれや座席に板で簡易的な荷台を設けて運んでおります。さらに、こまめにバスの清掃や消毒をするなど、今できる最善の対策を講じているところであります。

配送に当たって、園児の給食時間直前まで小学校の給食室に保管し、園到着後、直ちに配膳するなど衛生面にも配慮しているところであります。

しかし、衛生面の問題解決はこれで良いということはありませんので、今後ともより

よい方向について前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

次に、給食費についてお答えします。

先ほどありましたように原油の高騰ならびに干ばつなどによる小麦の価格の上昇、新たな燃料として期待されているバイオ燃料などの影響もあり、パンや麺の購入価格上昇が現実となりました。この状況から、今年1月に給食業者により給食食材の単価の値上げについて学校栄養士に連絡が入りました。この連絡を受けて、2月に学校栄養士が集まり検討会を開催し、据え置きを前提に検討致しました。このままの価格では、小学校低学年において必要な580キロカロリー、中学年では650キロカロリー、高学年の730キロカロリー、そして中学生が必要とする830キロカロリーには届きません。将来を担う子供たちのために必要なカロリーを賄うには値上げやむを得ないと判断し積算した結果、10円から24円の給食費値上げを検討することになりました。その後、学校給食委員会を開催し、PTA総会を経て保護者の同意を得た上で、今年度より給食費の値上げを行ったわけであります。

教育の一環として実施されている学校給食は、成長期にある6年間あるいは9年間の学校給食の影響は決して小さくありません。5、6年前にそれぞれの学校で10円から15円の範囲で給食費を値上げ致しました。値上げの時期はそれぞれの学校によって違いはあったものの、今回の値上げについて以上の経緯からやむを得ないものと判断しております。ご理解のほどを宜しくお願いしたいと思います。

次に、食育指導についてお答え致します。

最後になりますが、近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満、痩身傾向など子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しております。こうした現状を踏まえ、平成17年に食育基本法が制定され、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食生活を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となってきました。学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用などの充実を進めております。

学校における食育の推進状況についてご説明致します。家庭科や保健、その他関係する教科との関連を図りながら、学校栄養士や養護教諭が学級担任と2人で計画的に授業を進めております。その授業の中で食事の栄養バランスと生活のリズム、食品に関する正しい知識や情報、昔ながらの伝統的な食文化など幅広く食について深める授業を行っ

ております。食育を扱った授業提示を計画している学校もあります。学校栄養士が1年生の保護者を対象として給食試食会を開催し、就学児健診で保護者に対し、食と栄養に関するビデオを試聴してもらい食育への啓蒙も行ってしております。また、給食の食材に関しては、その食材がどこでとれたものかなどを廊下のボードに掲示し、地産地消に興味や関心を持ってもらうよう取り組みを行っております。

これまで教育の中心は「知育」「徳育」「体育」の3つが基本とされてきましたが、現在はそれに加えて「食育」が加わりました。健康的な生活を送るためにも食に関する知識を育むことです。この食育の指導を通して、必要な食べ物をバランス良く食べる能力、正しい味覚を育て、食材の味をきちんと分かる能力、常に健康でいられるためにコントロールできる能力を養っていきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） 14番、再質問ありますか。14番。

○14番（伊藤 博） ただいまご答弁いただいたところに再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初の報酬と定員のところでありますけれども、市長からもお話しがありましたように、にかほ市あるいは矢祭町の例も出されて、全国的にこういうふうな動きも中にはあるというようなことで、先ほど市長からのお話で、今後、市民の考え方といいますか意見も聞いていかなければならないということですが、是非とも諮問に当たりましてはこういうふうな全国的な例でありますとかということをご考慮いただいた上で答申を受けていただければというふうに期待をしているところであります。

それから2番目の問題につきましてはですね、もちろん福祉施設での企業努力というのは限られているところであろうかと思いますが、ただ、既に指定されているもの、それからこれから指定されていくものにつきましても利用料がある施設というのがあります。施設ですので当然老朽化をしていくはずであります。所有者といいますか管理維持しているのが市であります。運営は民間団体等が行いますが、その老朽化に備えてといいますか、将来的に施設の老朽化が激しくなった場合、当然修繕なり補修なりが出てくると思いますが、そういうふうな見通しをも含めた委託管理の仕方をしなければ、今、修繕が必要でない施設についても将来的にはそういった問題が出てくる、財政出動がまとまって行われるというようなことが考えられますので、是非とも制度の導入に当たってはですね、将来的にその施設修繕、あるいは減価償却等をもですね、考慮した上での

制度導入、契約を行っていくべきではないかと思えます。その辺についていかがかというのを伺いたしたいと思います。

それから先ほど部長のご説明の中で、マネジメントプランを作成していくというふうなことでありますが、このマネジメントプラン、先ほど私が申しましたような減価償却、あるいは修繕等のことが含まれた年次計画になるのかどうか。内容について方向性を、このマネジメントプランの方向性をひとつ教えていただきたいというふうに思えます。

3番めの質問のところでありまして、当然4期計画についてはこれから検討されていくということでありまして、この指導監査の問題につきましては、当然この地域密着型につきましては潟上市が許認可するわけでありまして、市の行政力が働くところでありまして、この指導監査を行っていくときには法人そのものの監査を行っていくということになるのか、事業に関する事業監査、要するに法人監査を行っていくのか、事業監査を行っていくのか、どういうふうな観点に立って監査が行われていくかということでありまして、先ほどの部長のご説明によれば定期監査を行っていくというふうなことでありますが、この定期監査というのが先ほどの法人監査、あるいは事業監査にどういうふうになっていくのかというところを再度伺いたしたいと思います。

また、体制でありまして、集団指導あるいは実地指導ということになりますが、定期監査の関係はどういうふうになるのか、その辺についても伺いたしたいと思います。

4番めのところでありまして、携帯電話等の有害サイトについての対応は進んでいるのかなというふうに思いますが、やはり中学生になると携帯電話の所持率が3割ぐらいになっているということは、少なくない数字だということに見なければならぬと思えます。その中でもフィルタリングが4割ぐらいしかないというふうなことであれば、十分に潟上市の子供たちも有害サイトに巻き込まれてしまうというふうな危険性が高いと言わざるを得ないと思えます。一層、保護者も含めたこういうふうな実態をお知らせをして、保護者とともにですね、買い与えるのは保護者ですので、電話料金を払っているのも親なわけでありまして、保護者と一体になってですね、この問題をきちんとしていかないと子供はどんどん巻き込まれていくんじゃないかなというふうに思えます。

先ほども質問の中で申しましたように、大変、小学校の低学年あるいは幼児からポータブルゲーム機が普及しております。それで機械に慣れていくということがあろうかと思えますが、近年では子供の老眼というふうな言い方がふさわしいかどうか分かりま

せんが、その影響かどうか分かりませんが目の不調を訴える子供が多いとかというふうな現実もあるということでもあります。こうしたことから、健康管理にもつなげて考え方をしていかなければならないんだらうというふうに思います。

また給食のことでもありますけれども、教育長の方からは前向きに検討をしていただくということでもあります、やはりですね、通園バスでの給食の運搬というものはですね、あまり、あまりというか大変好ましくない状況だと思います。これはすぐにも改善しなければならない問題だと思います。通園バスで給食を運搬しているがためにお昼ごろに通園バスが利用できないという実態もあります。また、通園バスを利用している日は残った子供はお弁当を持っていかなければならない、そういうふうな実態もあります。通園バスの利用の仕方によって給食が出る出ない、こういうふうな実態がある中で、衛生面だけの問題ではなくてですね、やはりこのバスの使い方の問題にもなってくると思います。衛生面から考えれば消毒をしているというふうなことではありましたけれども、やはり限度があると思います。密閉しているから雑菌が入らないというわけでもありません。やはりいろいろなところで、小学校でも幼稚園でもですね、時期になると食中毒とかノロウイルスとか、徹底的に消毒をしたり気を使ってもやはり発生をしてしまったりすることもありますので、万が一そういうことが起これば、先ほど申したように小さな子供は命にかかわることになります。万が一のことが起こってからではやはり遅いと思いますので、早目の対策をきちんとしていくと。前向きな検討はもちろんですけれども、これを改善するというふうなことでの検討を是非とも行っていただきたいというふうに思いますので、その辺のところを再度お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 報酬と議員定数の件でお答えしますが、先ほど私は議会と、それから市民感情の乖離が生じないことが私の責務だと答えました。諮問の前にやはり大事なのは議会の議論、これは大事です。それから市民の議論、これが大事です。これが前提となります。そういうふうに考えています。

それと4番めの保冷車ですが、教育長は前向きに検討すると言いましたが、お聞きしました。予算はないわけですが、財政法に抵触しない範囲ですぐ購入します。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 伊藤議員の再質問にお答え致します。

施設の今後の方針ということで、先ほどマネジメントプランというものを策定しなければならないと申し上げましたけれども、当然、我々公の施設、先ほども申し上げましたけれども地方自治法第244条によって設置しているわけですから、当然この施設が時代に適合されるような管理がされるのか、そういうふうな利用がされるのかという見極めが今後必要だと思います。当然、具体的になりますけれども修繕費等、それから維持管理費等、それぞれは各部が所管する施設は各部で今後そういうものを予算化して、これから維持修繕に努めたいというふうに考えております。

それから現在、一括した窓口は総務部の方の財政課の方で行っております。これからの施設、いろんな施設ございますけれども、当然4資源と言われております「人」「物」「金」「情報」がいかに有効活用されるか、そういう施設になってもらえれば、例えば利用料金をいただく施設であれば施設管理から施設経営というものに移行していくような形で民間の企業の方に努力してもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 伊藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（伊藤律子） 14番の伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

地域密着型サービス事業所の指導監査は、ご存知のように市が指定致しております。市が指定致しておりますので、当然、市の方で指導監査を行うことになっております。

ご質問の法人そのものなのか事業監査なのかということですが、20年度に指定致しました社会福祉法人正和会、これは特別養護、ミニ特養の部分に関してですが、法人の部分に関しましては県の方で運営およびそういうことに関して指導監査を行います。市の方には正和会に関しましては指定致しておりますので、先ほど部長の方からもお答え申し上げましたような内容で指導監査を行ってまいります。

定期監査はどうかという件なんですけれども、定期監査というよりも年に一度、グループホーム、それと20年度に指定致しました2つの地域密着型事業所に関しましては集団指導を行っております。あと、ほかの实地指導に関しましては計画的に、定期的に順次指導監査を行ってまいります。

それと先日、県の方から地域密着型サービスについての20年度の方針が示されましたけれども、いろんなコムスンとかそういうふうな不正防止のために20年度から5年計画で、すべての地域密着型サービス事業所について計画書を策定して指導監査を行うとい

うことが示されておりますので、その内容に従いまして市の方でも計画を策定しまして指導監査を強化してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 2つご答弁を申し上げておきたいというふうに思います。

先ほどの話の中にありました保護者を対象にした調査ならびに講習ならびに教室でありますけれども、これも直ちに実施してまいりたいというふうに思っております。

それから給食の運搬については、市長が申し上げたとおりであります。

○14番（伊藤 博） 終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、14番伊藤 博議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩致します。再開は午後1時半と致します。

午前11時55分 休憩

.....
午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

7番佐藤恵佐男議員の発言を許します。7番。

○7番（佐藤恵佐男） 6月定例議会におきまして一般質問の機会を与えていただきましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

市長はじめ当局に対しましては、日夜市民の福祉向上に対しましてご努力されておりますことに対して敬意を表したいと思います。また、傍聴者の皆さんも大変御苦労さまでございます。

それでは一般質問に入らせていただきます。

まずはじめに、後期高齢者医療制度についてお伺いしたいと思います。

75歳以上の方々を対象に4月からスタートした通称長寿医療制度の導入は、そもそもなぜこのような制度が必要になったのか、一言でいうと少子高齢化で高齢化医療費が国民健康保険を圧迫しているからであります。国の年間医療費33兆円、そのうち高齢者医療費は約10.8兆円でありますけれども、2025年には約25兆円まで増えると推測されております。新制度を導入した理由、背景はいろいろありますが、高齢者、特に75歳以上になると複数の病気にかかったり治療が長期化する傾向にあり、医療費が若い人の5倍くらいかかると言われておるからであります。

これまでの保険制度では現役世代74歳までの負担が非常に多くなるため、そこで財源を公費5割、つまり国25%、県12.5%、市町村12.5%、現役世代4割、75歳以上1割負担として負担率を公平、透明化したのであります。

これまでの老健制度では、各市区町村ごとに運営されておりましたが、特に小さな市町村は長い間保険財政に苦しんできた傾向にあります。こうした格差を是正するために新制度の運営は、都道府県単位のいわゆる広域連合が行い、これまでの負担がかなり均等化されるというものであります。これらの改善によって若い人にも高齢者にも安心してもらえる持続可能な制度に改革されました。ただ、制度の基本的な考え方は間違っておらないと思いますけれども、これまでの制度の導入に対して説明不足であったこと、また、法律施行までに2年もあったにもかかわらず年金の天引き問題や低所得者に対する保険軽減措置など幅広く検討に検討を重ね、定着させるべきであったのではなかったかと、この点については反省するべきであると思います。ただ、誠に残念なことは、長寿医療制度に変わる明確な対案なしの野党が廃止法案を提出し、参議院で可決されたことは、無責任なことでもあります。2000年の参議院委員会で野党1党を除く民主等を含む与野党は、附帯決議で今の老人保健制度では安心の高齢者医療は確保できない、新たな高齢者医療制度をつくらないといけないと決議しているのであります。にもかかわらず新制度を壊すやり方に執着していることは、国の最高議決機関に携わる者のやり方に到底納得できるものではありません。

廃止法案に対する各紙の批判であります。読売は「混乱を増すだけの廃止法案」、産経は「旧制度に戻すのは無責任。政争を重視し、いつまで続けるのか」、朝日は「元に戻すだけでは問題は解決できない」と報道されております。

繰り返すようではありますが、団塊の世代の定年退職により超高齢社会になる状況にあること、財政力の弱い市町村によっては国保が破綻しかねないことを踏まえ、どうしたら高齢者を日本の医療制度で守れるかを中心に考えたものであり、決してうば捨て山の批判とは当たらないと思うわけでございますけれども、市長の見解、考えについてお伺い致します。

次に、クールアース・デー、いわゆる地球温暖化対策の日についてお伺いします。

環境が最大のテーマとなる7月の北海道洞爺湖サミットを前に、県内外から有識者が集まり小坂町で環境問題への取り組みを全国発信のねらいで環境サミットが今月の6日・7日に開催されました。講演の中でエネルギー資源を消費する人間圏が急速に拡大し、

地球環境に大きな負荷をかけてきた。特にこれまでの100年間は人間がわがまますぎたことであると言われております。最後に川口小坂町長が「大量生産、大量消費、大量廃棄の欲望の時代から抑制にギアチェンジをなささいということ学んだ2日間であった」と述べ、サミットを締めくくったことが印象に残る言葉であります。

さて、地球温暖化は気温や水温を変化させ、海水面の上昇を引き起こすだけではなく、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象を増加、増強させ、また、生物種の大規模な絶滅を引き起こす可能性を持つと指摘されております。地球温暖化防止は喫緊の課題であり、今国会でも政府は京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のため地球温暖化対策推進法を改正するなど、温暖化対策に積極的に取り組んでおります。地球環境への負荷を少しでも和らげるため、本市でもだれもができる取り組みを試みてはいかがでしょうか。

みんなで地球温暖化防止を考える行動の日、名付けて「クールアース・デー」として市内のライトアップ施設や各家庭で短時間でも電気を消すライトダウンを行い、二酸化炭素を削減する世界共通の取り組みを県や市から発信し呼びかけることは大変価値のあることではないかと考えます。本市におけるライトダウン運動について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、ヤブカ（シマカ）対策についてお伺いします。

嫌な蚊の季節の到来であります。毎年5月中旬頃にかけて発生しておりますけれども、今年は天候のせいも多くは発生していない状況であり、大変にありがたいことだと思っております。

さて、10年前から夏が近づくにつれ嫌な気分になることである。それは平成11年の夏のことでありますけれども、刺されると耐え難いかゆみとはれがひどく、動きがすばやく、朝昼晩活動し、しかも日中、衣服の上から刺すなど、どうしてこんな虫かと疑問に思っておりました。ところが同年9月19日付新聞で「秋田市でヒトスジシマカが大量発生 秋吹くのに蚊が猛威」と大きな見出しの記事が載っておりました。時同じくして、ニューヨークで初めて蚊の媒介による西ナイルウィルスが大流行し、多くの感染患者と、中には死者が出るなど、また、動物にも被害をもたらし、カラスや渡り鳥の死骸が町中にあふれパニックに陥ったという報道に驚きを隠せなかったことを思い出します。

現在、西ナイルウィルスを媒介する蚊は24種類いると言われております。その多くは日本にも生息し、中でもヒトスジシマカは都市部に急増している蚊とされております。

また、本県を含む北東北にも地球温暖化の影響や生活環境の変化によって分布域が拡大している現状で、外で半袖や半ズボンで立っていようものなら小さな吸血鬼に、たちまちぼこぼこにされてしまう、とてもでないが夏場の快適な生活ができないと思っているのは私一人ではないだろうと思います。蚊は20から30種類の病原菌を持っていると言われています。普段からしっかり休息をとり、体力をつけることが大切で、特に高齢者や乳幼児は体力がないため、蚊に刺されないように注意することとされており、日本においても西ナイル熱の進入は時間の問題とされており、今は対岸の火事ではないと思います。たかが蚊、されど蚊であります。厚生労働省はもちろんでありますけれども、いまや県、市町村を挙げてヤブカ・シマカ駆除対策に取り組むべきと思いますけれども、市長の考えについてお伺い致します。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 7番佐藤議員の一般質問の1点め、後期高齢者医療制度について、お答えを申し上げます。

行政報告でも触れましたが、4月からスタートした後期高齢者医療制度につきましても、複雑なこともあり、対象者からの問い合わせ、各種団体等からの説明依頼が多数寄せられ、担当課では対応に大変苦慮しておりました。

新聞報道等で連日のように掲載されておる状況から、今後見直し等があった際の混乱、対応についても心配されるところであります。

これも7番さんご指摘の国の説明不足も要因とっております。

本制度は、相互扶助の原則に沿って進められた制度と解しておりますが、市の国保会計におきましても増え続ける医療費から厳しい運営状況にあります。これからの長寿社会において後期高齢者のみならず、市民が安心して暮らせるよう、関係機関とともに国へ制度の安定化、保険料の負担減等要望してまいりたいと考えています。

うば捨て山との批判云々については、コメントを差し控えさせていただきます。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 7番議員さんの質問の2点め、3点めについてお答えしたいと思います。

クールアース・デー、いわゆる地球温暖化防止の日と言われておりますけれども、地球温暖化は大気中にある二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が高くなると熱吸収率が

増加して地球の気温が上昇する現象で、これによる影響は海面水位の上昇による領土の消失や異常気象の増加に伴う豪雨や干ばつ等、森林の減少、砂漠化の進行や水資源への影響、マラリアやコレラなど熱帯性感染症発生の増加、穀物生産の低下に伴う食糧不足など、人類が生存するためには避けて通れない世界的に喫緊の課題でもあります。

国際的には1992年（平成4年）、国連気象変動枠組条約を採択、1997年には京都議定書が採択されております。この中に日本は、2012年までに温室効果ガスの排出総量を6%削減する目標が定められました。その後、地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、これを受け本市でも潟上市地球温暖化防止実行計画を策定しております。温室効果ガスの9割以上を占めると言われる二酸化炭素の削減に努めております。

地球温暖化に対する本市の取り組みについては、二酸化炭素を吸収する植物、森林などの緑化対策が地球温暖化防止に大きな役割を担うことから、秋田経済同友会の協力のもとに松くい虫の被害のあった、いこいの森に苗木の植樹を行いました。

また、二酸化炭素の排出要因は電気と燃料が主なものであることから、庁舎内では昼休みの消灯や晴天時の自然光の活用など、不要な照明はこまめに消す節電やクールビズ・ウォームビズによる冷暖房の設定温度の調整などによって節減を図っております。

市民の皆様には、ごみの減量化と再資源化の徹底、建設副産物の再利用とリサイクルなど、さまざまな面から環境負荷の低減に努めております。

佐藤議員の質問でありますライトダウンの運動につきましては、環境省では2003年より温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかけるCO₂削減、二酸化炭素の削減ですけれども、ライトダウンキャンペーンを実施しています。

本市でも観光拠点施設の天王グリーンランド内、スカイタワーの消灯時間の繰り上げなど、午後10時までのものを8時に繰り上げるというような対策を行っております。

今後も温暖化防止対策に市民総ぐるみで一人ひとりが身近なことから取り組んでいけるよう、環境リーフレットの全戸配布や各種研修会・集会での啓蒙、広報を通じて周知してまいりたいと考えております。

3番めのヤブカ対策についてでございますけれども、蚊を媒体とする伝染病には、佐藤議員さんが話されましたようにウエストナイル熱、マラリア、デング熱、日本脳炎等がありますが、特に恐ろしいものはウエストナイル熱であります。

1999年（平成11年）、北米で大流行し、その後も拡大し、2003年末までの5年間で患

者数が1万4,000人、死亡者数は560人にもものぼったと言われております。

それを受け、我が国でも平成14年10月に、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の施行規則の一部が改正され、ウエストナイル熱、日本脳炎等も含まれますけれども、これらは4類感染症に指定され、診断した医師は都道府県知事に届け出なければならないことになりました。現在のところ国内での感染報告はないようであり、ます。

ヤブカの大量発生の背景には、空き缶やペットボトルの投げ捨て、廃タイヤなどの不法投棄物による生活環境の乱れと指摘する専門家もおります。また、雑草が生い茂り生息地を増やしている。ボウフラが発生するための水たまりなどが多く存在する。それから、捕食昆虫、クモやカエル、これは環境の反する面ですけれども、殺虫剤や農薬などによりこの捕食昆虫、クモやカエルが減少したことなどの環境が複合し合って蚊が発生しているものと考えられます。

予防対策としましては、屋外にある職場や遊び場近辺の水たまり場をなくし、蚊の産卵や幼虫の成育をする場所の解消、バケツ、空き缶、古タイヤ等にたまった水を投げ捨てるなど、市民一人ひとりが身の回りや地域の環境整備に努めることが肝要であり、今後、周知を図ってまいりたいと考えております。

しかし、これらは一自治体が対策を講じても解決できるものではありません。県全体が取り組むことも不可欠でありますので、今後、会議等において提起してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 7番、再質問ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐男） ご答弁ありがとうございました。

ただ、後期高齢者医療制度のうば捨て山についてのことについて市長からは発言を控えたいということでございますけれども、うば捨て山というのは、そもそも必要がないから捨てるということではなく、決してこの75歳以上の方々を、もし少しでもそういう心があるのであれば、当然もとの、老人保健のそのことのやり方でこういう新しい医療制度というのは導入しなかったと思うんですよ。やはり一人ひとりのことをいかにして考えて今後の医療を安心して受けられるかということを想定の上で、こういう後期高齢者、ただ、名前はね、75歳の方を分けるというのはいかがなものかと思っておりますけれども、そのかわり長寿医療制度という別名、通称ね、ということもあります。ですから、このう

ば捨て山とかというのは、あまりご老人の方を愚弄とまでは言わないでしょうけれども、あまりよくない言葉だと私個人も思っております。そういう意味では、市長からもそういうような一言でも発言をしてもらえれば私も納得したところでございますが、これは発言の自由でございますので、これは控えたいと思います。

それから、クールアース・デーのことでございますけれども、これほどまでに今までの地球環境に対して一人ひとりが何といたしますか気を配り、一人ひとりが何が今の環境対策に役立てるかということを経験しなければならぬこの世の中になったわけですね。ですから私が先ほど言ったとおり、まずこの100年間は人間がやはりそのわがままといひますか欲望のままにしてきたことが地球に負荷をかけてきたという専門家の言葉でありますので、もっともそのとおりだと私も思いました。ですから、私たちがやはり身近なことで、家族の中で何ができるか、例えば仲間の中で何ができるかということを経験して、一人ひとりがやはり心していかなければ、この地球環境、私一人ぐらいとかということになれば、その心が全体に広がっていけば進展もないでしょうし、そういうことで今後の私たち、それこそ年いったのかどうかわかりませんが、若い人たちにこのことをやはり啓発して、少しでも地域を、市を、そして県を、国をと、そういうことを教えていく立場にあるわけですから、そのことをお互いに肝に銘じて今後の行政の運営というか、その発展のために尽くしていかなければならないのではないかと考えておるところでございます。

それから、ヤブカ対策でございますけれども、私も今から3年ぐらい前、平成11年頃から毎年この蚊に悩まされております。そういう意味では私多分一人でないと思ひますよ。それで、話が実際どうなのかということで私も実態を旧天王町の頃に調査しました。そしたら100人中、ほぼ全員が蚊に刺されてひどいと。皆さんこの黒っぽく、しかも大きさは4.5ミリメートルぐらいで、まず動きが早いということ。それから体そのものに白のラインがあつて、足も白っぽい。なぜそのヒトスジシマカと申しますと、要するにこの赤眼の、頭部の方に白いまっすぐこの一つの縞があるわけです。それを称してヒトスジシマカと。私は足に縞状があるからヒトスジシマカかなと思つたのですがそうじゃない。実は私、虫博士の木川弘さん、秋田県の虫の会長、日本動物学会会員で、学者名は木川シズエさんと言ひますけれども、秋田市に住んでおりますからその方の家に行つてきました。このシマカなるものは非常に繁殖力が強くて、10ccの水でも発生源が可能である。そして、まず産卵する場合は3日ぐらいでボウフラになつて、その後1週間で

サナギになって、さらに3日後には成虫になると。成虫になったあかつきには1か月半も活動する。1週間じゃないですよ。次から次へと発生し、猛威をふるっていけば、どうしようもないことだわけです。そして、オスは刺さないと。なぜメスが刺すかといえ、要するにその血を栄養源として産卵するためです。ですから先ほど市民生活部長さんが申したとおり、今までの蚊と違ってすごい蚊なわけです。叩こうと思っても叩かれない。夜に1匹でも家の中に入れば、もうそのように右往左往しなければいけない。しかも日中の活動。上から刺すわけですから。非常に大変な蚊だということを皆さんに認識していただきたいと思うんです。当局としても地域、保健衛生との連携をとって対策を練っていただきたいと、このように思う次第でございますので、もし答弁ができるものであればひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 7番の一般質問の再質問にお答えします。

2番めのクールアース・デーについては、まさしく一人ひとりが基本的には取り組むべき問題だと、これはまったくそのとおりでありまして、今思い出したのですが、20世紀は経済の時代、21世紀は今、環境の時代だと。これも20世紀の経済の時代も人間の欲望というものが原因であります。今の環境も人間の欲望というのが基本にあると。京都議定書のあれを守るのも大国は守っていないということになりますので、大国云々は別にして我々も議題にするわけにはいきませんが、一人ひとりが環境について取り組んでいこうということだろうと思います。

それから、ヤブカについては、これはもう私も経験者でございますので、何とか良い方法がないものかと、天王町時代からもいろいろ一般質問ありました。今、部長が答えたように、これは今後の会議等々でも県の方へ広域的に対策というものを要望してまいります。

○議長（藤原幸作） 7番、よろしいですか。7番。

○7番（佐藤恵佐男） 大変明解なる答弁といたしますか、今後の前進なる答弁をいただきましてありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、7番佐藤恵佐男議員の質問を終わります。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。6月議会を準備されました

市長はじめ関係の職員の皆様、御苦勞さまでございます。また、議会の傍聴に参加されております市民の皆様、本当に御苦勞さまでございます。

私は、今後の市民生活にかかわる問題や課題について、3点にわたり質問致したいと思っておりますので、前向きなる答弁を宜しくお願い致します。

1つめの質問は、潟上市地域防災計画書、これは風水害等対策編に限ったものについて質問致したいと思っております。

つい最近、世界では大きな災害が続いております。ミャンマーでのサイクロンによる災害や中国四川省での地震被害では、数万人の尊い生命が奪われました。天災は予測できるのかどうかは別として、大きな住民を巻き込む災害については、最小限に食い止める施策が必要なことは言うまでもありません。災害対策の基本は、災害から国民や住民の命と暮らしを守ることと思っております。災害は歴史的に見ると、その対応は災害発生後に被災者を救援することから行動が始まったようですが、しかしその後、調査や原因の究明が進み、そのメカニズムや原因が明らかになるにつれ、科学的技術の発展に伴って再びそのような被害が発生しないようにする予防対策が重要な課題となってきました。現在では、災害対策と言えば事前の予防、事後の応急、復旧、復興の一連の対応を示すものとされ、災害対策基本法でもそのように扱われております。事前の予防が進めば被害も少なくなり、事後の対策も軽減されます。たとえ災害が発生しても、救援、復旧、復興も早くできると思っております。その意味でも事前の予防は大変重要と思われれます。被害は社会的弱者、身体的弱者に集中し、それらが災害拡大要因となります。4月7日付で潟上市防災計画書が議員にも配付されました。今後これに沿って潟上市で風水害などが発生した場合を想定しての対応などが地域でも協議されて、体制も整えていくものと思われれますが、潟上市での災害対策の基本についての考え方、災害予防対策で踏まえることと具体的な取り組み、また、高齢者や障害者のために地域や介護施設などでの防災対策で求められているものは何か、市当局の考え方について伺いたいと思っております。

次に、2点めの質問に入ります。

2点めは、潟上市での地籍調査にかかわる地権者、土地所有者に対する行政側の対応の基本マニュアルについて伺います。

言うまでもなく地籍調査は土地の基本調査で、人には戸籍があるように土地にも地籍があります。地籍は一筆ごとの土地に関する所有者、地番、地籍、筆界などの記録のことをいい、国土調査法に基づき市町村などが一筆ごとの土地についての調査ならびに境

界および地籍に関する測量を行い、その結果を地図、地籍図および帳簿をつくり、土地の正しい位置、地形、地番、面積、所有者を調査し、その境界を明らかにする調査です。これらの成果は法務局に送付され、登記所備えつけの地図や地籍内容が書き改められることとなります。

この地籍調査は、国土調査法が制定された昭和26年から行われているようですが、都道府県やその中での各市町村においてもその進捗状況はばらつきがあり、全国平均では45%ぐらいですが、東北地方を例にとれば秋田県では59%、山形県では47%、福島県では60%です。しかし、隣の岩手県では89%の進捗率、青森県では92%と大分大きな差があります。この進捗率の差は各市町村の財政的な面や技法などいろいろあると思いますが、県内では平成19年度当初で見ると地籍調査を終えたのが三種町、大瀧村、八郎瀧町、井川町、五城目町、上小阿仁村、にかほ市、東成瀬村となっており、他は着手中とあります。調査の休止中が小坂町、北秋田市、そして潟上市とありました。この情報は国土交通省の国土調査課のホームページによるものです。潟上市は着手しているのにおかしいのでは、何かの間違いではないのかと思いましたが、とにかく法律が制定されてからこんなにも取り組みや進捗状況に差があるのは、地域的な、風土的な違いなのかと疑問に思うものであります。

地籍調査が完了したところや進捗率が高いところは何かしら進めるための基本マニュアルがあるのではないかと思う次第であります。インターネット上では、調査の進まない原因として、一つには実施する調査職員の人員不足、2つめには各市町村での予算確保ができない、3つめは市町村の取り組みへの意識、4つめは住民の調査への協力に消極的な面があるなどが挙げられていますが、今後の都市計画への反映や各人の固定資産の正確な見直しや把握などのために担当の方は一生懸命取り組んでいることと思いますが、この地籍調査はご存じのとおり関係する地権者が複数で立ち会い、お互いの合意のもとで境界線の確認を行っていく作業です。地権者同士が何も問題がなく確認できればよいのですが、いろいろなケースがあり、数十年も境界線でもめているという事例もあると思います。そういう事例では市の担当者が立ち会ってもお互いに譲らず、感情が入り、解決にはほど遠いものがあると思います。市の担当者は当然のごとくどちらの地権者の味方になってもいけないわけですが、ちょっとしたしぐさや言動から地権者に誤解され、相手の味方になっているのではと思われることもあると思います。またその逆に、担当者が地権者を誤解している場合もあると思います。そのような誤解が生じれば長年

の懸案事項も遠くなります。解決しなければお互いに話し合っただけで決めるのが筋だとは思いますが、年老いた地権者に丸投げすれば途方に暮れ、頭にあげるのが現状ではないでしょうか。図面とかあればそれに基づいた行政側のイニシアチブを発揮した進め方も必要ではないでしょうか。今後とも地籍調査を進めるに当たり、どのような基本マニュアルで臨んでいるのか、あるとすればその内容および市として臨む態度を地権者に明らかにした上で対応しているのかどうか伺いたいと思います。

高知県の北川村のホームページによれば、地籍調査とは何か、なぜ必要かを掲載し、更に地籍調査による効果として土地所有者においては、1つめ、境界などの土地に関する権利が明確になる、2つめ、登記簿の記載事項の修正・整理ができる、3つめ、現地と図面が一致しているため完全な土地取引ができ、分筆・合筆が容易にできる、4つめ、現地で境界が不明になっても地籍図は復元力があり、正確に復元できると掲載しております。そのような具体的な地権者に対する説明も含めた対応も必要かと思われませんが、当局の考え方について伺いたいと思います。

次に、3点めの質問に移ります。

市当局の8020運動の取り組みと子供の歯科診療費について伺います。

8020運動は、ご承知のとおり80歳で20本以上の自分の歯を保とうという運動です。厚生労働省は、第三次国民健康づくり対策として平成12年、21世紀を目前にして提唱したのが健康21です。そこには早逝と障害を減らし、健康寿命を延伸することを目的に科学的根拠に基づいた健康指標を数値化し、目標値を設定しております。

健康21では、1つめは栄養・食生活について、2つめは身体活動・運動について、3つめは休養・心の健康、4つめは歯の健康、5つめはたばこ、6つめはアルコール、7つめは糖尿病、8つめは循環器病、9つめはがんとして、それぞれ指標を定めております。

私は4つめの歯の健康について伺っているわけでありましてけれども、具体的な施策として、目標として80歳における20本以上の割合を20%以上、60歳における24本以上の割合を50%以上としております。生涯自分の歯でものを食べることの喜びも大きいものがありますが、口腔状態がよいことはかみ合わせも関係し、バランス能力、敏捷性、脚力、視覚、聴覚能力だけにとどまらず生活の質と社会参加を促し、寝たきりにならないという調査結果も出ております。健康と密接な関係の歯の管理、つまり8020運動をどう取り組むかは各自治体の裁量だと思います。子供が乳歯から永久歯に生え替わり始める7歳か

ら8歳までに歯の健康維持のために自己管理、監視を含めた医療面での対応が大事だとも言われております。40歳代、50歳代から歯槽膿漏も出てきますので、年代に合わせた対策も必要かと思われまます。近隣の市町村である井川町では、子供の歯科診療費用の父母負担の軽減もありますが、具体的に8020運動を進めるために小学校6年生まで歯科診療費用を無料にし、各学校でのフッ素でのうがいも実施されていると聞きます。このような子育て中のおとうさん、おかあさんが喜ぶような思いきった取り組みも必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。今後の潟上市での8020運動の取り組みと子供の歯科診療費の無料化への実現見通しについて伺いたいと思います。

以上で壇上からの1回めの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 11番藤原議員の一般質問、潟上市地域防災計画についてお答えを致します。

災害時における危機管理対策として災害対策基本法に基づいて策定した潟上市地域防災計画は、災害発生時の連絡系統や災害警戒のための準備体制、第1動員、第2動員体制等を明確にしております。

質問にあります災害に対する基本的な考え方、災害予防対策で踏まえるべきことなどについては、防災活動施設の整備、ライフライン施設等の予防対策の推進に努める災害に強いまちづくりや防災体制の整備、災害応急時への備えなどを推進するとしております。

また、災害時の情報伝達として防災行政無線が全市に整備されたことに伴い、こうした情報機器を有効活用しながら、いかなる場合も人命尊重を第一として対処し、危機管理対策の観点からもその場の災害の状況等により臨機応変に判断し対応していくことが、より肝要であると考えております。

高齢者や障害児のための地域や介護施設などでの防災対策で求められているのは何かとの質問であります。何よりも大事なことは、いざというときの備えであります。各施設において実際の対処法について、日々に身をもって訓練、体験しておく自主防災は欠くことのできないものであります。

また、非常事態には何よりも市民の協力が不可欠であります。市においては、各地域に自主防災組織等を育成し、一丁有事の際の実働部隊となるべくボランティアの育成に努めてまいります。

こうした自主防災組織の育成の一環として、宝くじ助成事業等を活用し、今年度も災害対策備品を地域に整備していくことなども計画しております。

先には飯田川地区の羽立2区自治会において、既存住宅に火災警報器を設置する取り組みが行われました。こうした地域の自発的な取り組みを大変うれしく思うとともに、市としてできること、個人でできること、地域としてできることなどについて確認し合いながら、一丁有事の際への備えに努めていきたいと考えております。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 11番藤原典男議員の2つめの質問でございます地籍調査の際の地権者に対する対応の基本マニュアルということでございますけれども、その前に先ほど藤原議員の方から、あまりにも進まない地籍調査ということでご指摘がございましたので、ちょっと紹介しておきます。

合併前、昭和地区は昭和46年から平成14年で終了済みでございます。それから飯田川地区は昭和39年から金山の地区一部を残して44年で終了しております。また、天王地区については、昭和45年から取り組んでございます。ただその当時、昭和57年まで約83%を実施してございましたけれども、民間業者、特に白地図地区の開発が進み、やはり法務局へ届ける前にまた地形が変わってしまうと、売買が進むということから、当時休止しまして再調査を平成9年から実施し、現在、二田地区で実施しているところでございます。

地籍調査は、あくまでも土地の筆界を確認するものであって、市役所が土地の筆界を確定するものではございません。法的には国土調査法、それから国土利用計画法に基づくもので、詳しくは地籍調査作業規程準則第22条および第23条に基づき、公平、中立な立場で地権者に対応しております。事前調査に収集した関係資料、本人に開示してございます。

長年にわたり紛争している土地については、いくら説明してもなかなかご理解いただけない場合もございますけれども、特に親同士が口約束で決めたものとか、それから知人・友人で決めたもの、それがどちらか一方が亡くなった場合、ご子息が主張するものとそういうものがなかなか決まらない、そういうことで筆界未定になる結果がございます。

連絡機関、それからいろんな事業計画書を策定しながらうちの方で関係機関等の連絡調整を図りながら調査しておりますけれども、地籍調査の開始前には必ず調査対象者に

対し調査の目的、それから現地立ち会いの協力、隣接者との事前調整等のお願いについてチラシで周知徹底してございます。藤原議員からただいまご指摘がございました地権者の誤解を招きやすい職員の言動やしぐさ、今後はないように指導してまいりたいと思いますので、ご理解のほど宜しくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） 11番藤原典男議員の3点めの8020運動取り組みと子供の歯科診療費についてということでございますけれども、8020運動への取り組みについて申し上げます。

潟上市では生涯にわたる歯科保健対策として、妊婦歯科検診、幼児期の歯科検診のほかに歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等による歯科保健指導を行っております。また、保育園や小中学校等の教育現場でも歯科検診や歯科医師等の専門職による保健指導、生徒自身による歯科保健活動の取り組み等を行っております。

幼児の虫歯は年々減少傾向にあり、3歳児においては平成17年度1人平均1.89本から平成19年度1.65本に減ってきております。しかし、全国平均、平成17年度ですけれども1.14本に比較するとまだ高く、今後も妊娠期、乳幼児期、学童期と、各世代に応じた歯科保健指導、特に食生活や正しいブラッシング指導を重点的に行っていく、乳幼児期からの虫歯予防に努めてまいりたいと思っております。

また、成人歯科対策としては、歯科健康相談を早朝検診時に付随して行ってきましたが、相談者が少なく、本年度は早朝検診とは切り離して別の機会に行うことを検討しております。

また、8020運動の一環で毎年県が行っている80歳で20本以上の歯を有する元気高齢者の募集、認定証の交付、それから優良者の知事表彰等を広報でPRして8020運動の普及啓蒙に努めてまいりたいと思ひます。

次に、子供の歯科医療費の無料化についてでございますが、現段階では予防面に重点的に取り組んでいくことを重点としておりまして、その他の財源的な問題もあることから現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 1つめの潟上市地域防災計画書について市長から答弁がありました

た。

私感心したのは、やはりボランティアの助成、やはり何と言っても人がいなければと
いうことで、個人、地域でできることを明確にしながらボランティアの助成が必要だと、
私はここはやはり非常に評価できる点だと思います。それで、やはり災害対策の基本と
いうのは住民の命と暮らしをいかに自治体が守っていくかということ、いま一歩進ん
でですね、災害があっても最小限に食いとめるし、また、起きないようにするというこ
とで市長からは飯田川の関係で火災報知器のお話もありましたけれども、秋田市のある
地域もですね、高齢者宅に火災報知器をボランティアでつけたという話も聞いておりま
すが、これはやはり潟上市内でももっと広げていく必要があるのではないか、そのよう
に思っております。

それから、障害者や高齢者の各施設でのいろんな避難といいますか、それはやはり日
頃からこの家にだれがいるよ、この方については私が面倒みてあげるよというような、
そういうやはりコミュニケーションが各地域でも町内でも行われて、その体制づくりが
やはり必要だと思っておりますし、そのことをボランティアということ、市長は言った
のではないかと思います、いろいろなことがあってもやはり逃げ出さなくてもよいま
ちづくりが必要ではないかということで、特に高齢者や障害者の方のお家の家具の点検
ですね。倒れないようにするとかというための施策も見直ししていく必要があるのでは
ないかと思います。一つ例を出したいのですけれども、岩手の大船渡市というところで、
これは人口が4万4,000人いるところなのですが、2003年5月に三陸南地震が起きまし
て震度6の記録がされたところです。ここではその後、耐震改修助成をするということ
で防災まちづくりの推進をしておりますが、具体的に言いますと木造住宅耐震診断事業
として市の講習を受けた資格ある業者が、1件3万円で請け負って、うち2万7,000円
が市で請け持つ。住宅耐震診断ということで、3万円のうち市が2万7,000円で、診
断を受けた方は3,000円の負担、そういうこともやっております。更に一歩進んです
ね、耐震強化のための工事、これを必要だという場合は、その助成事業もやりまして、
これは工事限度額90万円で、うち3分の1を市が補助しているということなんですよ。
これはその地域の、大船渡市内の建設業者からも、こういうふうなことで私たちが使っ
てもらえるのであれば非常にいいということで、経済の活性化にもつながるということ
で喜ばれている施策なんです。それで、職員自身の罹災もありますし、すぐ駆けつける
ということではできませんけれども、いろいろこういう施策とあわせて自主防衛組織も全

町内ごとにつくられまして76団体9,123人が今、組織化されているということが私、インターネットで調べましたけれども、そういうことで、この点でも進めていかなきゃいけないなどはと思いますが、いずれ市としても耐震補強工事とか耐震診断の際には、こういう補助事業というのも必要ではないかということについてちょっとご意見をお願いしたいと思います。

それから、2つめの地籍調査の際の地権者に対する対応の基本マニュアルということですが、今、部長から答弁がありました。地籍調査をする前に目的とかというようなことをチラシでお知らせしておりますと言っておりますが、やはりこれはチラシだけじゃなくて、やはりちゃんと市もこういうふうなことでやりますよ、こういうふうな問題が起きたときにはこういうふうに対応しますよとか、やはり心の通ったそういう対応が必要ではないかと私は思うわけです。そして、私のところにある方からお手紙がきまして、是非こういうことを参考にさせていただきたいということで寄せられておりますけれども、それをちょっと読みたいと思います。「地籍調査の実施には、手順をマニュアル化して、だれが見ても納得のできるものにしてもらいたいと思います。同じ市民同士が境界線で合意できず争っている現実、本人にとっては不幸なことだと思われ、市にとっても損失だと思われ。潟上市は秋田市に近く、立地条件もよく、秋田県では世帯数も人口も増加している将来性のある地域だと思われ。その潟上市に土地問題のトラブルが多いとなれば、これから潟上市に居住しようとする方は減少する恐れがある。トラブルの原因は人間性からと思われ。他の土地でも同じような人物が多いのではないのでしょうか。上記トラブルに対して合意ができなかったら安易に裁判を勧めるのではなく、行政においても解決に指導する必要があると思われ。専門家から集まってもらい、仮称なんですけれども「土地問題〇〇会」を設置して土地問題に対処してもらいたい。私思うのですけれども、やはりこういうふうな問題についてどこに相談したらいいかわからないというような状況、しかも市はお互いに話し合って決めなさい、今決めなければ今後お互いに測量したときにお金がかかる、もう大変頭に、本当に頭にあげるような問題なんです。やはりちゃんとした図面、公図があれば、それに沿って市がいろいろ指導していくべきではないかということをおもいますが、その対策会議、相談する場所とかそういうことも含めて対応というかマニュアル化、もうちょっとわかりやすい方向でやったらどうなのかということでもう一回質問したいと思います。

それから、市当局の8020運動の取り組みと子供の歯科診療費の問題についてですけれ

ども、特に私は取り組みについてはあれこれ言いませんが、子供の歯科診療医療費についてだけちょっと絞ってお話したいと思います。

今、若者はやはりどういうふうな状況にいるかということをも市当局もご承知でしょうけれども、ワーキングプアと言われる世帯が450万から600万人を超えていると言われております。失業率も若者の失業率というのは、他の分野と比べて2倍以上と言われております。働いている状況も派遣、パート、契約、非正規社員、24歳以下の方は2人に1人が非正規社員となっております。多くがやはり10万円そこそこの月給、低い月給ですね、賃金。そして社会保険もないし、交通費も支給されないし、そして時間給も本当に低いわけです。秋田県の場合は608円なんですけれども、最高でも東京は714円。やはりこれでは結婚したくともできない賃金、そして派遣労働者の47.7%が年収200万円以下となっておりますが、その人数は女性の場合は55.1%というようなことも言われております。潟上市でもいろいろ介護施設等、デイサービス含めてできましたけれども、やはり今の国の政策の関係とかで介護保険の報酬なども引き下げられまして、そこで使っている方もやはり時間給とかパートとかというようなことで非常に賃金が低いわけです。ほかの国を見てみますと、子供の医療費についてはイギリスは外来も入院も無料です。16歳以上は1回1,500円のみ。それからドイツも入院無料です。外来も無料。フランスもそうです。それからスウェーデンは20歳以下は無料、アメリカは親の加入する保険により負担が違っておりますが、日本の場合は大変厳しい状況なのですけれども、潟上市はその中でもいくらか恩恵を被っておりますが、私ここで言いたいのは、やはり親がお金なくて子供の虫歯を治すことができないというためらいがあってはならないと思うわけです。井川町では6年生までこういう無料化をやっておりますけれども、先ほど財政的なこともと言いましたが、以前、私の方の菅原俊雄元議員が乳幼児医療費の問題を取り上げまして、これを実現するには1,000万円ほどあればということでも答弁をもらっておりますけれども、歯だけだと市の予算分の117億円から見ると1,000万円以下じゃないかと思えます。若いおとうさんやおかあさん、是非喜ばれるような、今日明日ということじゃなくて、もう2年後、3年後というようなことを視野に入れながらこの施策を進めていくべきではないかと思えます。最近、若いおかあさんがマル福が外れて本当に少しずつではあるけれども子供を医者に連れて行けば結局負担が大きくて大変だという声もありますので、そこら辺のところ、今すぐというわけにはいかないと思いますが、数年後を見越しながらこの8020運動を子供のところからまずスタートさせるというよう

なことについて見解を伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

1点めのコミュニケーション、これは11番さんと同感でありまして、なお今後とも自主防災組織の育成に力を入れていきたいと、それから耐震診断工事については、検討させていただくと。

2点めの地籍調査でございますが、職員の対応については、これは言わずもがなで公正でやらなければならないということです。

11番さんは土地については簡単とは思っていませんが、これなかなか容易でないですよ。私も何十回と見ました。例えば、俗にいう境界争いと言いますか、この何十年と続き、あるいは親子二代にわたっていると。これはですね、解決できないですよ。後でまだ待ってるんです。それにかかっていると後でできないと。そうすると担当は、境界未定ということでポンポン先にいかないと進まないということもあります。そういうような状況で国土庁の認証が遅れているということもご理解してくださいと。これは13番さんからも一般質問ありまして、非常に職員の体制強化をしておりますけれども、今後ともひとつ地道でいかなきゃならないと。旧天王がなぜ遅れたかというと、先ほど申し上げました宅地開発が進んだと。もう一つはですね、80何%進める前で航空写真がずれがあったわけです。これでやり直しの経緯があつて遅れたということです。

それから、3番めの歯の件ですが、今、部長が答えましたけれども、歯がすべてということもありますので、それ十分わかります。だけれども、先ほど後段にですね、11番さんが117億円のうちの1,000万円と言いましたが、これは国保からやらなきゃないと、出所がですね、1,000万円。こういうことも含めて、ひとつ趣旨は十分わかりますので検討させていただくということです。

○議長（藤原幸作） 11番、再々質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 地籍調査の問題についてですけれども、先ほどお手紙読み上げましたが、この相談できる場所ね、さっき仮称ということで土地問題〇〇会を設置して土地問題を対処してもらいたいということがありましたけれども、これは市でもいいですし、それから住民からの相談を受け付ける場所、結局なければ何と申しますか弁護士とかあちこちに行ってお金かけてそこまではということ、市の関係もありますけれども、そういうことで本当に解決のために悩んでいる方もいるんですね。単純に考えれば、こ

こにちゃんとした図面がある、公図がある、これに基づいてなぜちゃんとやれないのかということと、あとは隣同士がやはり険悪な状態になって話ができない、これをやはり何とか市の方でも解決していただきたいという声もあるのですけれども、そこら辺については見解をもう一回お願いします。

○議長（藤原幸作） 先ほど、相談先ということもあったので、再質問で、それにちょっと答えてください。石川市長。

○市長（石川光男） 地籍調査でございますが、そういう未解決の問題を早く処理したいという願いもありまして、今まで産業建設部の方から総務部の方へ移管しております。相談室も毎日毎日くるわけではございませんので、そういう場合はちゃんと別の部屋を用意しております。

○議長（藤原幸作） 11番、答弁漏れありますか。

○11番（藤原典男） 対応の仕方について。

○議長（藤原幸作） それは相談活動の中でということで、先ほどの答弁でだめですか。石川市長。

○市長（石川光男） 境界未定の争いごとについては、これは我々がいくらやっても相手がだめならだめです。それで、それを決定する権限はないのです。だから、それを解決するような最大の努力を払わなければならないということでございます。

○11番（藤原典男） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、16日月曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2時39分 散会

